

●令和3年度 国民年金保険料が変わります

令和3年4月からの国民年金保険料 16,610円（月額）

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく便利です。

また、口座振替や前納制度を利用されると割引が適用されます。

令和3年度 国民年金保険料 納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	16,610円	—	99,660円	—	199,320円	—	398,400円	—
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,560円	50円	99,360円	300円	198,720円	600円	—	—
6ヵ月前納（現金納付）	—	—	98,850円	810円	197,700円	1,620円	—	—
6ヵ月前納（口座振替）	—	—	98,530円	1,130円	197,060円	2,260円	—	—
1年前納（現金納付）	—	—	—	—	195,780円	3,540円	—	—
1年前納（口座振替）	—	—	—	—	195,140円	4,180円	—	—
2年前納（現金納付）	—	—	—	—	—	—	383,810円	14,590円
2年前納（口座振替）	—	—	—	—	—	—	382,550円	15,850円

※一部納付（一部免除）されている方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のみの利用となります

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額となります

※令和4年度の保険料額 16,590円（月額）に決定しています。

●産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに保険料を前納されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

出産予定日の6か月前から届出可能です。届出の期限はありませんが、必ず申請が必要ですのでなるべく早めに届出ください。

【対象者】 国民年金第1号被保険者の産婦の方

【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は、3か月前から6ヶ月間）の国民年金保険料が免除されます。

【申請受付】 住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）

※代理の方でも申請可能です。

【持ち物】 ・免許証など本人確認ができるもの ・印鑑

・年金手帳など基礎年金番号のわかるもの

・出産前に届出をする場合：母子健康手帳など

・出産後に届出をする場合：原則不要（出産日を役場で確認します）



※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。

※母と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。